

令和 7 年度 第 1 回出雲市環境審議会

し尿等収集処理手数料の現状等について

環境エネルギー一部環境施設課

目 次

- ①し尿等収集処理手数料見直しの検討に至る経緯
- ②し尿等の処理の概要
- ③し尿等の搬入量及び処理経費の状況
- ④現行のし尿等収集処理手数料（基本手数料）
- ⑤し尿等収集処理手数料の改定経過
- ⑥他市の状況

①し尿等収集処理手数料見直しの検討に至る経緯

◆収集手数料は、平成12年4月から25年が経過している。

島根県中央環境整備協同組合から、昨今の燃料費の高騰や人件費の上昇、特殊車両の整備費増など、経費増加の状況を踏まえ、令和7年5月21日付けで、収集手数料改定についての「要望書」が市長に提出された。

◆処理手数料は、平成28年4月の改定から9年が経過している。

平成27年3月の出雲市環境審議会答申書では、処理手数料について「**維持管理経費の20%程度の受益者負担とする**」とし、施設の更新や新たな動き、排出量や社会情勢の変化など、**それぞれの状況に応じ一定期間ごとに見直しを行う**ことが望ましいとされた。

◎環境審議会の役割

◆出雲市環境基本条例第 19 条

(任務)

第 19 条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境保全及び創造に関する基本的事項について調査及び審議し、意見を答申する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。



【諮問】

し尿及び浄化槽汚泥の収集処理手数料のあり方について

②し尿等の処理の概要

(1)し尿等の処理は、市町村の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第6条の2第1項）」で、し尿等の一般廃棄物の処理は、市町村の責務と定めている。

(2)各自治体のし尿等の処理体制

A 市町村の直営方式

B 委託業者方式

市町村が実施主体だが、民間業者に適正な委託料を支払い収集・運搬を委託する方式

C 許可業者方式

市町村が実施主体ではないが、適正処理のため必要な条件を付したり、許可業者数や収集車両台数を適正規模に設定して収集・運搬体制を確保することが市町村の責務。

(3)出雲市のし尿等の処理について

「出雲環境センターの設置及び管理に関する条例」 （抜粋）

（設置）

第2条 市の区域内のし尿等の処理及び発生汚泥の再生処理をするため、出雲環境センターを設置する。

場 所	出雲市西園町4295番地34
竣 工	平成16年3月
処理能力	193kℓ／日(し尿104kℓ／日 浄化槽汚泥89kℓ／日)

（使用者の範囲）

第5条 環境センターを使用することができる者は、法第7条第1項の規定に基づきし尿の収集運搬について市長の許可を受けた者でなければならない。

(4)一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集運搬許可業者
（島根県中央環境整備協同組合の7社）

会 社 名	住 所	収 集 区 域
有限会社 ジンザイサニテック	出雲市荒茅町4199 - 1	出雲地域、佐田地域、大社地域
株式会社 島根サニタリ	出雲市神西沖町1349 - 3	出雲地域
有限会社 ワスティーシステム	出雲市大社町中荒木2454 - 2	大社地域、多伎地域、平田地域
有限会社 長谷川清商店	出雲市国富町705-1	平田地域、斐川地域
出雲環境整備 有限会社	出雲市荒茅町4199-1	出雲地域、湖陵地域
有限会社 ヒカリ衛生社	出雲市斐川町上庄原1777 - 2	出雲地域、斐川地域
有限会社 ヒカリ衛環企業	大田市大田町口963	多伎地域

(5)し尿くみ取り数及び浄化槽設置基数（令和7年5月31日現在）

地 域	し尿くみ取り数 ①	浄化槽設置基数 ②	合 計 ①+②	参 考 世帯数
出雲地域	2,409	9,203	11,612	40,781
平田地域	773	1,310	2,083	8,584
佐田地域	53	57	110	1,098
多伎地域	47	122	169	1,308
湖陵地域	244	178	422	2,036
大社地域	639	794	1,433	5,505
斐川地域	673	821	1,494	11,757
合 計	4,838	12,485	17,323	71,069

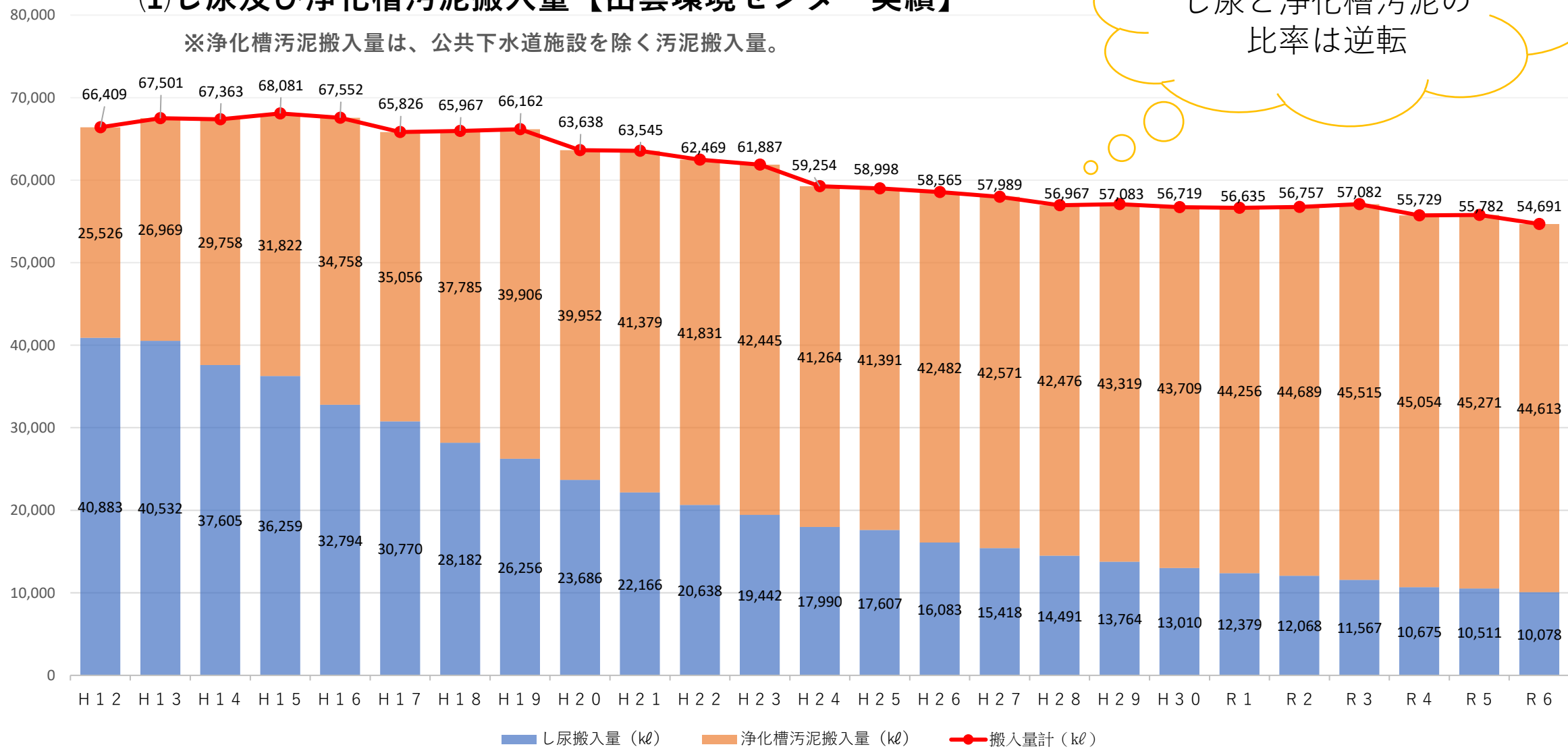
※し尿くみ取り数及び浄化槽設置基数（収集手数料適用）については、島根県中央環境整備協同組合への聞き取りによる。

※し尿くみ取り数及び浄化槽設置基数には、個人、事業所、事業所自宅兼用、集会所を含む。

③し尿等の搬入量及び処理経費の状況

(1)し尿及び浄化槽汚泥搬入量【出雲環境センター実績】

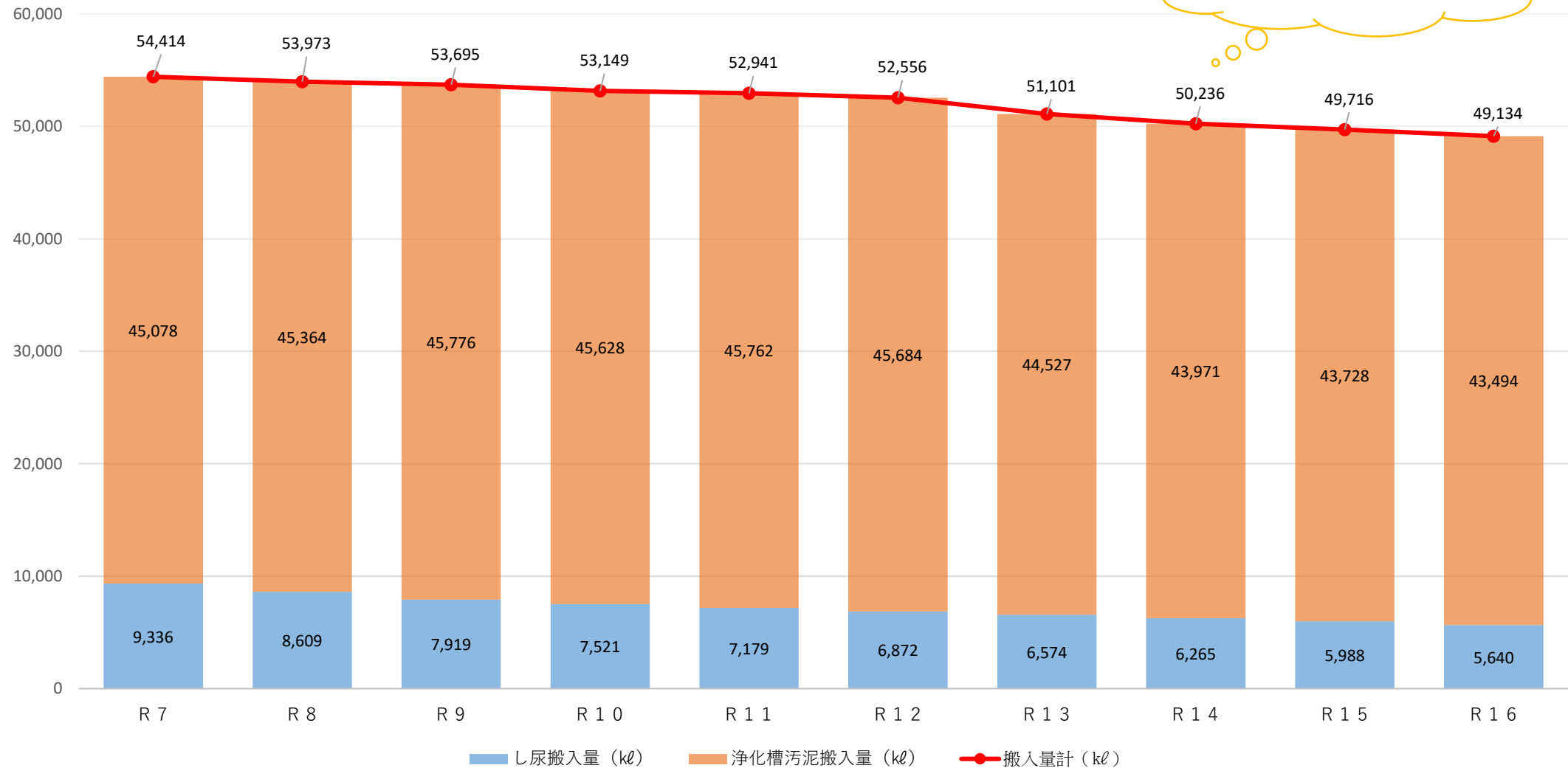
※浄化槽汚泥搬入量は、公共下水道施設を除く汚泥搬入量。



(2)今後のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量【出雲環境センター推計】

※浄化槽汚泥搬入量は、公共下水道施設を除く汚泥搬入量。

今後も微減傾向

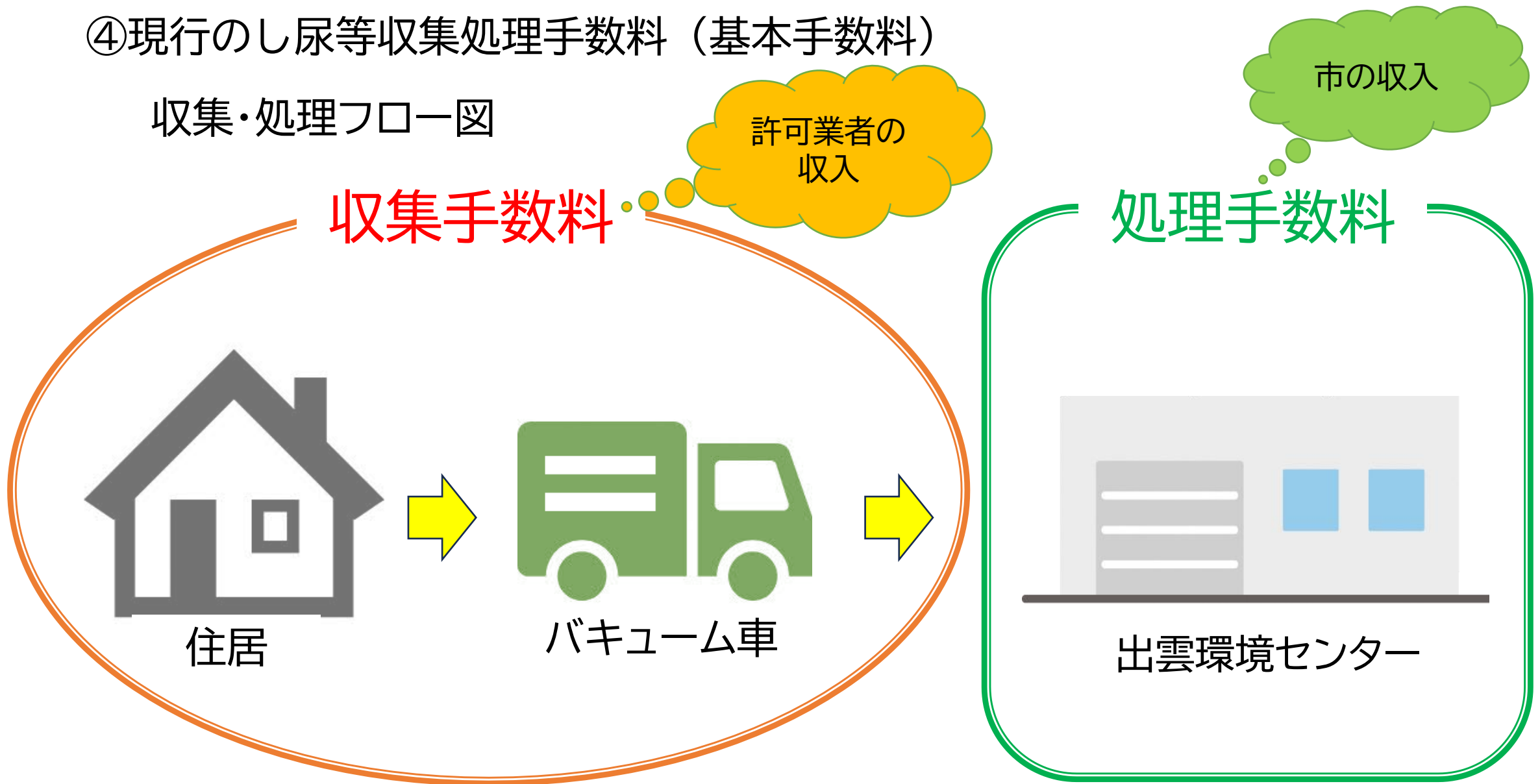


(3)出雲環境センターにおける処理経費の状況

年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
し尿搬入量 (kℓ)	15,418	14,491	13,764	13,010	12,379	12,069	11,567	10,675	10,511	10,078
浄化槽汚泥搬入 量 (kℓ)	42,571	42,476	43,319	43,709	44,257	44,689	45,515	45,055	45,271	44,613
搬入量計 (kℓ) ①	57,989	56,967	57,083	56,719	56,635	56,757	57,082	55,729	55,782	54,691
処理手数料 収入額② (千円)	45,026	61,524	61,650	61,256	61,736	62,433	62,541	61,302	61,360	60,160
維持管理費③ (千円)	326,604	343,936	322,849	334,393	436,669	445,493	450,706	482,394	446,324	479,781
18ℓ当たり 処理費 ③／①*18 (円)	102	109	102	106	139	141	142	156	144	158
維持費に占める手 数料収入の割合 ②／③ (%)	13.79	17.89	19.10	18.32	14.14	14.01	13.88	12.71	13.75	12.54

④現行のし尿等収集処理手数料（基本手数料）

収集・処理フロー図



(1)「出雲環境センターの設置及び管理に関する条例」

(収集処理手数料)

第6条 収集処理手数料は、**別表**に定める金額を基礎として算出した額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額(以下「消費税相当額」という。))を含み、計算した額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

(処理手数料)

第7条 し尿等処理業者は、環境センターを使用する場合は、し尿処理手数料(以下「処理手数料」という。)を市に納入しなければならない。

2 処理手数料は、し尿等18リットルにつき19円80銭を基礎として算出した額(消費税相当額を含み、計算した額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

3 し尿等処理業者が市へ納入する処理手数料は、し尿等18リットルを18キログラムとみなし、環境センターに設置した計量器によって測定した数量を基礎として算出するものとする。

(2)出雲環境センターの設置及び管理に関する条例 第6条 別表

	基本手数料 (18リットル当たり円)			割増手数料 (消費税相当額を含む。)	最低手数料
	収集手数料	処理手数料	合計 (消費税相当額を含む。)		
出雲地域	171.60	19.80	191.40	1 各地域の市街地からの距離が6キロメートル以上で市長の定める区域は基本収集手数料の2割増とする。 2 くみ取り車両の往来に困難な区域で市長の定める区域は基本収集手数料の1.5割増とする。 3 ホースの延長が60メートル以上90メートル以下の場合は110円、90メートルを超える場合は220円を加算する。	1回のくみ取りが90リットル以下のときは90リットルに相当する基本収集手数料とする。
平田地域	184.80	19.80	204.60		
佐田地域	207.90	19.80	227.70		
多伎地域	174.90	19.80	194.70		
湖陵地域	171.60	19.80	191.40		
大社地域	171.60	19.80	191.40		
斐川地域	181.50	19.80	201.30		

(3)し尿くみ取り世帯の年間手数料負担（収集量／収集箇所数による試算）

- ・ し尿収集量 ： 1 0, 0 7 8, 0 0 0 ℓ
- ・ し尿くみ取り箇所数： 4, 8 3 8 か所（※島根県中央環境整備協同組合聞取りによる。）

1 世帯当たりのし尿くみ取り収集量
年間 2,0 8 3 ℓ ≒ 1 1 6 斗（1 斗 = 1 8 ℓ）

①収集手数料

年間 1 1 6 斗 × 1 7 1.6 円（出雲地域） = 1 9,9 0 5 円（税込）

②処理手数料

年間 1 1 6 斗 × 1 9.8 円 = 2,2 9 6 円（税込）

収集手数料①	処理手数料②	収集処理手数料① + ②
1 9,9 0 5 円	2,2 9 6 円	2 2,2 0 1 円

(4)浄化槽設置世帯の年間手数料負担（収集量／収集箇所数による試算）

- ・ 浄化槽汚泥収集量：33, 196, 000ℓ（個人設置浄化槽汚泥）
- ・ 浄化槽設置箇所数：12, 485か所（※島根県中央環境整備協同組合聞取りによる。）

1 世帯当たりの浄化槽汚泥収集量

年間2,658ℓ ≒ 148斗（1斗＝18ℓ）

①収集手数料

年間148斗×171.6円（出雲地域）＝25,396円（税込）

②処理手数料

年間148斗×19.8円＝2,930円（税込）

収集手数料①	処理手数料②	収集処理手数料①＋②
25,396円	2,930円	28,326円

※その他の経費：浄化槽保守点検作業・清掃料、消毒費、水質検査費等約35,000円

※ただし、合併処理浄化槽維持管理補助金15,000円／基の補助あり

⑤し尿等収集処理手数料改定の経過

円／18ℓ

改定日 年月日	収集手数料 (出雲地域) ①		処理手数料 ②		収集処理手数料 ①＋②		備 考
	<税抜き>	<税込>	<税抜き>	<税込>	<税抜き>	<税込>	
H8.4.1	145.00	149.35	13.00	13.39	158.00	162.74	
H12.4.1	156.00	163.80	13.00	13.65	169.00	177.45	収集手数料改定 (消費税5%)
H26.4.1	156.00	168.48	13.00	14.04	169.00	182.52	消費税8%による改定
H28.4.1	156.00	168.48	18.00	19.44	174.00	187.92	処理手数料改定
R1.10.1	156.00	171.60	18.00	19.80	174.00	191.40	消費税10%による改定

⑥他市の状況（令和7年4月1日時点：安来のみ令和7年10月1日）

(1)収集処理手数料 ※黄色セル市の収入 円／18ℓ(税込)

自治体名	出雲市	松江市	浜田市	益田市	大田市	安来市 R7.10.1改定額：平均216.1円 R9.4.1から231円統一		江津市	雲南市 奥出雲町 飯南町	鳥取市	米子市	倉吉市
収集処理 手数料	出雲	213	209	165.6	200	旧安来市	212.3	176	200	272～ 278	261	199
	平田					広瀬、石原、町帳、富田、祖父谷、下山佐、菅原、旧伯太町	214.5					
	佐田					布部、宇波、上山佐	216.7					
	多伎					西比田、梶福留、東比田、奥田原、西谷	221.1					
	湖陵											
	大社											
	斐川											
うち 処理手数料	全地域	19.8	11	-	11	-		16.5	10.5		-	-

平均200.3円

(2)搬入量・維持管理費等の状況（令和6年度）

自治体名	出雲市	松江市	浜田市	益田市	大田市	安来市	江津市	雲南市	鳥取市	米子市	倉吉市
人口 (R7.3.31現在)	171,809	193,135	48,048	42,583	31,181	34,877	20,977	49,376	178,010	143,192	43,339
搬入量① (kℓ)	54,691	12,478	40,102	37,986	25,615	9,199	4,251	4,196	1,978	6,153	5,369
手数料収入額 ② (千円)	60,160	34,184	24,507	5,740	0	0	3,897	2,495	0	0	14,024
維持管理費③ (千円)	440,880	102,311	174,247	123,938	69,611	123,606	※	8,697	※	※	62,230
18ℓ当たり 処理費 【③／①×18】 (円)	145	148	78	59	0	242	-	37	-	-	208
維持費に占める 手数料収入 の割合(%) 【②／③】	13.6	33.4	14.1	4.6	0	0	-	28.7	-	-	22.5

※広域の組合で処理施設を運営しているため、市単独では維持管理経費の支出はない。

今後の環境審議会スケジュール

回	日 時	場 所	内 容
第 2 回	8 月 2 0 日（水） 14:00～16:00	本庁全員協議会室 （ 6 F ）	改定案審議
第 3 回	1 0 月 1 日（水） 14:00～16:00	本庁議会委員会室 （ 6 F ）	答申検討
第 4 回	1 1 月 5 日（水） 14:00～16:00	本庁く にびきホール （ 1 F ）	答申最終確認